

## 帰宅困難者に係る用語の定義について

### 1. これまでの主な用法について

#### 首都直下地震の被害想定（首都直下地震対策専門調査会（平成17年2月25日））

- ・帰宅困難者の定義  
各地区の滞留者のうち、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人の数とする
  - ・帰宅までの距離が10km以内の人は全員「帰宅可能」とする
  - ・帰宅距離10km～20kmでは、被災者個人の運動能力の差から、1km長くなるごとに「帰宅可能」者が10%低減していくものとする
  - ・帰宅距離20km以上の人は全員「帰宅困難」とする

#### 首都直下地震対策大綱（平成17年9月）

特段の定義はないが、「第2章 第2節 2. 帰宅困難者対策」の中で、徒歩帰宅支援についても取り扱われている。

#### 帰宅困難者に係る現況把握調査（本専門調査会で実施したアンケート調査）

- ・帰宅断念者  
自宅が遠距離等にある等の理由により、徒歩で帰宅することをあきらめ、被災場所周辺に滞留する人
- ・遠距離徒歩帰宅者  
遠距離にある自宅を目指して被災直後から徒歩で帰宅しようとする人
- ・帰宅困難者  
上記の帰宅断念者と遠距離徒歩帰宅者を合わせたもの

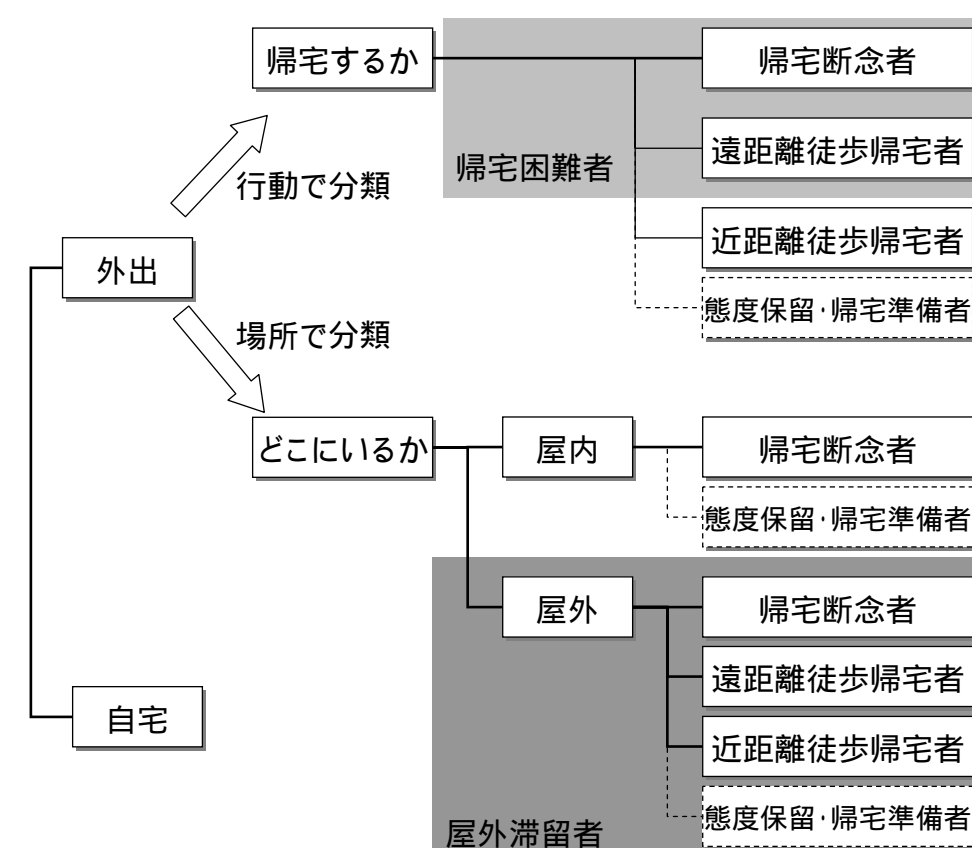
#### 東京都地域防災計画

従来の計画では、帰宅困難者は、首都直下地震対策大綱と同様の使い方がされている。

現在修正作業中の計画では、「外出者（発災時に自宅外にいる者）」という言葉が主に使われている。外出者は、徒歩帰宅可能者と徒歩帰宅困難者を併せたものとなっている。

### 2. 本専門調査会（案）

- ・帰宅困難者  
「帰宅断念者」 + 「遠距離徒歩帰宅者」
- ・帰宅断念者  
自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人
- ・遠距離徒歩帰宅者  
遠距離を徒歩で帰宅する人
- ・近距離徒歩帰宅者  
近距離を徒歩で帰宅する人
- ・屋外滞留者  
その地域の屋外にいる人



態度保留・帰宅準備者は一定時間を経過すると、帰宅断念者、遠距離・近距離徒歩帰宅者のいずれかになる。